

茨城県立医療大学における教育研究費の管理運用に関する行動規範

平成27年3月4日

学長 工藤 典雄

本学の教育研究活動は、国及び茨城県からの交付金及び補助金並びに学生からの納付金など種々の財源により支えられていることから、本学には、教育研究費を公正に管理運用する社会的責務がある。

教育研究費に関する不正は、本学の教育研究のみならず、我が国の学術研究に対する国民の信頼をも揺るがしかねない。

これらを踏まえ、本学の教育研究費の公正な管理運用を目的として、本学のすべての教員及び職員が遵守すべき行動の規範をここに定める。

- 1 教員は、個人の発意で提案し獲得した競争的資金、個人の教育研究を目的として寄附された寄附金等の外部資金を含む教育研究費が、大学が管理すべき公金として扱われることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教員は、教育研究費に関する不正が、大学全体、さらには広く教育研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 3 職員は、教育研究費の適切な執行を確保するための専門的能力の研鑽に努めるとともに、効率的かつ効果的な教育研究遂行の一端を担っていることを認識し、行動しなければならない。
- 4 職員は、教員が必要な教育研究を行うことができるよう、教育研究費の管理運用のルールを柔軟に検討するとともに、検討結果については、広く教員に周知しなければならない。
- 5 教員及び職員は、教育研究費に関する不正が、個人のモラルの低下だけではなく組織的な取組の不十分さからも起きることを認識し、行動しなければならない。
- 6 教員及び職員は、相互理解を深め、教育研究費に関する不正の防止に努めなければならない。

大学は、教員及び職員にコンプライアンス教育を行って教育研究費の不正使用防止に関する本学の規程等を周知するとともに、教育研究費の管理運用状況を監査し、教育研究費の公正かつ効率的な管理運用に努める。